

第十六回
国会

参議院議院運営委員会會議録第三十三号

昭和二十八年八月六日(木曜日)午前十時六分開会

出席者は左の通り。

委員長 草葉 陸園君
理事 寺尾 豊君
杉山 昌作君
小笠原三男君
相馬 助治君
松浦 定義君

委員

石原幹市郎君
石村 幸作君
加藤 武徳君
加藤 亨弘君
高野 一夫君
松岡 平市君
横川 信夫君
赤木 正雄君
加賀山之雄君
上林 忠次君
楠見 義男君
江田 三郎君
菊川 孝夫君
寺本 廣作君
千田 正君
田中 啓一君

委員外議員

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

衆議院議員

今村 忠助君

政府委員

内閣官房長官 福永 健司君

事務局側

事務局長 芥川 治君
参事(事務次長) 河野 義克君
参事(記録部長) 小野寺五一君
参事(警務部長) 丹羽 寒月君
参事(委員部長) 宮坂 完孝君
参事(庶務部長) 佐藤 忠雄君
衆議院事務局側
参事(庶務部長) 久保田義廣君

本日の会議に付した事件

○委員の辞任及び補欠選任の件

○戦犯受刑者の釈放に関する決議案の委員会審査省略要求の件

○昭和二十八年年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律案(衆議院提出)

○国会法第三十九條但書の規定による国会の議決を求めるの件(国際連合捕虜特別委員会第四会期日本政府代表)

○国会職員法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会職員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○委員長(草葉陸園君) 開会いたしました。

○参事(河野義克君) 自由党から、法

務委員中川幸平君、郵政委員山縣勝見君が辞任せられて、法務委員に山縣勝見君、郵政委員に中川幸平君を指名せられたという申出が出ております。

○参事(河野義克君) 河井彌八君、内閣委員の井野碩哉君が辞任せられて、外務委員に井野碩哉君、内閣委員に河井彌八君を後任として指名せられたいという申出、並びに予算委員北勝太郎が辞任せられて、田村文吉君を後任として指名せられたいという申出が出ております。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

○参事(河野義克君) 以上以上の申出の通り決することに御異議ございませんか。

大体そういう法案でございます。

○委員長(草葉隆國君) 只今、便宜事務次長から代りまして、趣旨の御説明をいたしました。これにつきましても、質疑のあるかは順次御発言を願います。

○小笠原二三男君 先例によりま

と、国会議員の秘書のみのこうした諸手当を一般公務員に準じて出す立法をするという事ではない。必らず国会議員も又立法によつて措置されるようになつておつたかと考えるのですが、今回に限つて議員だけを除外した理由はどこにあるか。発議者に代つて御答弁願います。

○参事(河野義克君) 従来の例は

ねの通りであると思ひますが、今回の場合には、衆議院の庶務小委員と御協議の結果、各種の事情を勘案されて、秘書だけを提案したということに承知いたしております。

○小笠原二三男君 各種の事情を勘案

してと言われますが、各種の事情というのは具体的にどういう理由であつたのかお知らせ願ひたい。この答弁がでないならば、発議者を呼んで頂きたい。

○参事(河野義克君) 私ども、衆議院

の庶務小委員会に出席いたしております。せんせ、事情が違つていけませんから、そういう具体的段になりますれば、私としても答へは差控えたと思ひます。

○千田正君 今小笠原委員が言う通

り、この問題は、従来は議員及び秘書というものが通つておると思うのですが、それは何か衆議院のほうでは、この際議員のほうは辞退したほうがよいという何かの根拠に基いて考へてお

られるのですか、発議者のほうは。

○参事(河野義克君) そういう点につ

きましても、いろいろ微妙な点もあり

ますし、私からこの際答へすることは差控えたと思ひます。

○小笠原二三男君 私は発議者の御出

席をお願いしているのは、揣摩臆測を附加えて、こうでもあろう、ああでもあろうという前提に立つて質疑し、又討論することは、他人に対して申訳ないことであると思ひます。今後例となる筋合いのものでもありませんから、筋目だけは立てて聞いておかなければならぬと思ひます。お呼びを願ひ次第なのであります。

○委員長(草葉隆國君) 只今小笠原君

の御意見もあり、千田君の御発言もありましたので、私より発議者に連絡をいたしますから、この問題につきましては暫時保留いたしたいと思ひます。そして要則であります。次の問題に移つて議事を進めておきたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(草葉隆國君) それでは、次

の問題に移ります。

○参事(河野義克君) 第四会期日

本政府代表を命ずるにつき国会の議決を求めるの件をお諮りいたします。

○政府委員(福永健司君) 政府にお

きましては、国際連合捕虜特別委員会の第四会期日本政府代表に衆議院議員有田八郎君を命じたのであります。

同君が国会議員でありますので、国会法第三十九條但書の規定により、国会の議決を求めるため本件を提出いたしました次第であります。

○参事(河野義克君) 第四会期は、

八月二十四日から九月十四日までで予定で開かれることになっておりますが、同委員会においては捕虜及び抑留者の問題が審議されることになっており、我が国の引揚問題が議題に含まれておるのであります。お手許の履歴書で御承知の通り、有田氏は明治四十二年外務省に入り、外務省官吏として永年在職し、その間特命全權公使、外務次官、特命全權大使等を歴任し、三たび外務大臣となり、又外務省外交顧問にも就任され、本年四月衆議院議員に当選し、現に在外同胞帰還促進全国協議会会長並びに衆議院の海外同胞引揚及び遺族支援に関する調査特別委員の職に在るものであります。

○参事(河野義克君) 以上のような同氏の経歴に鑑みま

して、今回ジュネーブで開催される国際連合捕虜特別委員会第四会期日本政府代表として最も適任であると思ひます。

○参事(河野義克君) 何とぞ慎重御審議の上、御議決賜

るようお願いいたします。

○千田正君 官房長官に伺ひますが、

このジュネーブにおける国際連合の捕虜特別委員会の第四会期におきましては、日本政府はどのような立場で、この特別委員会に参加するのであります。かという点と、それから過去数回こういふ会議が行われて、日本の政府代表が行つたのでありますけれども、十分にその効果を現わしたという説明を我々は政府から聞いておらない。今度こういふかたを政府としては推薦して来たのですが、そのかたがいらつしやれど、従来よりもよりよき効果が現われと判断されるのか。

○参事(河野義克君) 政府は、この

府はこのたびの捕虜特別委員会に対し、どういふ立場からお臨みになるのか。

○政府委員(福永健司君) 我が国は、

申すまでもなく国連のメンバーではございせんけれども、出席いたします資格は正式にありますが、オブザーバーという事に相成ると思ひます。従ひまして発言権はもとよりございせんが、議決権はないということに相成るわけでございせん。只今お話のごとく、従来におきましても何回か出席をいたしておるのであります。出席してどの程度の効果があつたかといふことにつきましては、それぞれ見方によつて、いろいろあろうと思ひますのであります。現在の国際情勢上、又今次の会議におきまして、先ほど申し上げました通り、我が国民の帰還問題もその議題に含まれてので、是非日本といたしましても出席いたしまして、効果を挙げたい。かように存じておる次第でございます。

○参事(河野義克君) なおこの有田君のほかに、駐仏大使

の西村熊雄君もやはり出席の予定にな

つておりますが、随員は外務省のほうから多分アジア局の第五課長が随行して行くことになる、かように考へております。

○参事(河野義克君) いずれにいたしましても只今申し上げ

ましたような次第でございますので、今回は、是非相当の効果を上げたか意気込んで行つてもらいたい。こういふふうに考へておる次第です。

○小笠原二三男君 これは昨年、近藤

鶴代さんの行つたあの会議でございます。

○政府委員(福永健司君) 只今小笠原

さんのお話のごとく、昨年は近藤鶴代氏が参りました。

○小笠原二三男君 こういう会議は、

ビルマの方とか、或いはその他の専門の何委員会かをやつておられる方々に、実際は会つて、その後の事情或いは具体的な事情を訴えて、考慮を願うというふうな立場だろつと思ひます。が、人を交えてやるよりは、同じ人が行つて、そういう懸案になつてゐることを話合ふほうが話が進むのではございせんか。

○政府委員(福永健司君) 何回かに亘

りまして同じ人が行くということになりますと、只今のお話のごとく前後の事情等をわきまえておられますので、確かに便宜な点もあることと存じます。

○参事(河野義克君) ただ今回御同意をお願い申し上げてお

ります有田君は、先ほど申し上げまし

たように、彼の前歴その他からいたしまして、又最近機務つております。手がけておりますいろいろの仕事等からいたしまして、今回の使命にまあ好適の、一番の認識を有する人というように政府も考へておる次第でございます。

○小笠原二三男君 私は前何回か官房

長官に、国会議員を政府代表にする場合には、慎重考慮せられるべきであると申し上げておつたと思ひますが、他に適任者を求めることができないという場合は、自由党或いは自由党を以て組織する内閣、大臣によつて、こういふ国会議員をどうし／＼用いる。こういふふうな幅広くお考へになつていら

れるわけですか。

○政府委員(福永健司君) この種のも

のに国会の方を御願ひするということ

は、まあ国会議員の建前上特に国会の御同意を頂いた場合に限る次第でござ

います。

○参事(河野義克君) 只今小笠原

さんのお話のごとく、昨年は近藤鶴代

発言では、衆議院のほうでも急いでるから、それで参議院のほうの意向確かめたいということであるので、早いところ結論を出して連絡したいということでありました。そこで参議院としては、筋合いから言えば、秘書だということではなくて、先例によつて議員並びに秘書についての期末手当の支給の法律案を出すのが筋であらうということ、渡場これは一致した申合せができたわけであります。そうして土尾氏が連絡されるであらうと我々は期待もし、散会した途端に、衆議院のほうでは、只今から議院運営委員会に法案を出し、本日本会議で決定の上、参議院

院のほうにこの原案を出してやるから、どうぞよろしくという事務當局からの通り一遍の御挨拶があつたといふことを承わつたのであります。少くとも今日までは、待遇に亘ることについては、両院のそれ／＼の機関のかたが協議をして、意見の一致を見たものに就いて御提案なされるというのが、一応の慣例でもあり、又意見の一致を見ないから、私は私の道を行くといふ

場合には、それは意見の一致を見なかつたということがはつきりして、態度の表明なり、その後の措置が行われるということである。ところが連絡すべき筋合いのことを意見を求められて、最終的に結論を出そうとし、或いは出した途端に、衆議院は衆議院で一方的にこの案を立法せられて、公式のルーに載せてしまつた。こういう扱い

は、どういふ行違ひからさういふことになつたのか。これは念のためにお伺いしておかなければなりません。少くとも両院の庶務小委員長は、共に自由

党内に籍を置かれる議員でありまして、少くとも議院の運営について、党内の運営と同様に、馴れ合つてやつたとか、或いは適当に空話で用が調つておつたとかいふようなことであつては、私は筋は成り立たないと思ふます。

念のために先ずその点をどういふ経緯でやつたのか明らかにして頂きたい。

○衆議院議員(今村忠助君) これは、連絡が不十分であつたといふことに歸するものでありますが、実は衆議院の庶務小委員会では、全会一致でまゐることだけを實現するという建前をずつと慣例といたしておりました。この問題については、或る党派の反対があつて、参議院等の意向がわかりましたら、もう一度その党派に参議院の意向を伝えて、是非一つ参議院の意向にも準ずるといふような意味で御相談願いたいといふことを申出たのであります。その党派では、どうしても一応決定した線で行つて頂かなければ、といふことであつたので、これも又参議院にお伝えしたわけでありました。その後寺尾さんからの御面会の御要求等もあつたのでありますが、行違ひまして、事務的な連絡で終つておりました。多分こちらの側の意向は、十分その間事務的に伝えられて御了承頂けたと思ひまして、自分の側では、是非至急上げて頂きたいといふことでやつたに過ぎないものであります。こちらのほうでまだ最後の決定を見ないから見送つてくれといふような意味の具体的な連絡等はその後になつたものではなかつたものと、多分参議院は了承なされたものと、こゝろに一応判断したわけでありまして、その後におい

てわかつたのでありまして、もう一度それでは連絡すべきであつたと、遺憾に思はれておるのであります。

○小笠原二三男君 私は、それで事情は一応わかりましたが、今後において、やはり院と院との扱いをするに就いては、慎重で、而も公式的になつていければ、各会派の中ですら、誤解を生ずる虞れがあると思ふます。で今後は、公式的なやり取りをして頂くように、是非お願いしておいて、あいまいな措置で連絡が不十分であつたとかなかつたといふことで、紛争の生じなかつたように、これは参議院の庶務小委員長にも、衆議院の庶務小委員長にも、特段の扱いについて、御考慮を願ひました。

次に、お伺ひしたいのは、どうして先例に反して議員といふものを外すといふことに決定したのか。先ほど事務当局に、その間の経緯を質さずとしますと、無論衆議院の事務当局でないから、事情がわかりません。従つて諸般の経緯に鑑みて、こゝろしたのであるといふことで、或るほど、その通りだと思ふのですが、諸般の経緯で、今一會派の反対があつたので、全会一致である部分についての点だけを實行したのだといふことがわかりましたから、それであれば、そのことを衆議院の他会派のかたへも了承したものと考へますが、議員をこの際特に抜いたといふ理由を明らかにしておいて頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(今村忠助君) ほかに他意はないのでありまして、先ほど申すように庶務小委員会では、全会一致決定をみたことのみを實行するといふ建前をとつておりまして、今回の場合も、一會派の反対がありました。つきましては、一応是非多数会派の決定というか、希望している向きに、一つ協力してもらいたいといふことを申入れまして、日を改めてなおその会派に、その後の経過を聞いたのであります。その会派はどうしても、やはり議員だけは抜きたい。これは衆議院の意見として決定しているから、なお庶務小委員会その他の会派の意向も伝えたいといふ強い御反対でありましたので、やむなく慣例によつて全会一致をみないものでありますから、その会派の意見に同調した。こゝろのことでありまして、別にほかにも他意あつたわけではありません。

○小笠原二三男君 今度のような問題だから、これがそれでいいとも考へられる節があるかとも思ひますが、他の問題でさういふことがあつた場合に、一會派の少数意見のために他院の意向も無視されて、その法案が出て来る。こゝろの場合に、他院は勝手にやつたらしいといふことであれば、修正でございまして、こゝろで撥ね返つて戻つて来る。さうなつた場合には、他院に對しての扱いとしてはどう措置されるか。こゝろいふ点も慎重に考慮する際には、私は幾多の扱い方には疑念を持つわけですが、まあ、さういふことを、今時間にかけてかれこれ論ずる筋でもございせんから、その一會派の、今回の抜きたいといふ理由は何であるか。明らかにして頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(今村忠助君) それは、その会派の御意向でありますから、こゝろではつきり申上げんほうがいいかと思ふのでありますが、先ほど申上げますように、庶務小委員会で取扱う事項は、概して議員乃至議會そのものに關連することが主でありますので、從來、先ほど来申す通り、全会一致の問題のみ取上げるという方針をとつておりました。もとより一回で一致をみない場合には、事情等をいろいろ説明いたしまして、決定をその次の機会に譲るといふようにして、全会一致に持つて行くように従来いたしておるのであります。今度もさうな手續をして、その会派に協力、協調を願ひて、合せて三回の庶務小委員会を通じていたしたのであります。遂に意見の一致を見ずして終つたわけでありまして、さうなわけで、一會派の要求になるのはおもしろくないではないかといふ御意向であります。それは今申しますように、一度ですぐ決定をいたさずに、努めて全会一致へ持つて行くという努力を従来続けてまして、今までの一會派の要求が他の会派をして承服させたという例は殆んどなかつた。私の記憶では今回が初めてだつたように思ひます。これについて他の会派が、それじやその会派の反対の立場に立つた意向といふものに同調したといふことについては見ようによつては、この問題であつたから、さういふことになつたのであらうと私は考へるのであります。他の問題でもありますが、ば、やはりいろいろ説明もし、又再考を要望いたしまして、その次の機会には行くこともできたと思ふのであります。

○小笠原二三男君 私は、衆議院の各会派の日頃からの、連絡その他のために慣行を尊重されて、全会一致に至らないものはとりやめるといふ考へ方も美わしい慣行であらうと思ひます。それで衆議院内部のことは、私はそれでいいと思ひけれども、こゝろ他院との関係があつて、他院にも影響するといふ、問題になる場合には、そこいら／＼やつぱり納得し難いといふ点が起つて来るかと思ふ。例えばさういふふうに衆議院の小委員会において、一會派等の意向が違つていふ場合には、これは発議しないのだといふような建前になつていふといふ、この問題について、仮に参議院から先議で全会一致でその会派の意向とは反する法案が立法せられて衆議院に廻つた場合には、衆議院側のはうとしては、衆議院内部の美わしい伝統に即つて参議院側のそれを措置せらるゝといふことになつて来るだらうと思ふ。衆議院だけのことを考へれば、さういふ扱い方ではないのかどうかといふ点を私は念のために今後のために何つて置かなければならぬと考へる。たま／＼これは衆議院から先議で来ましたからいいのです。

○衆議院議員(今村忠助君) その点であります。それにつきましては、この反対しておつた会派には、一つ参議院のほうではみんな同じ協調的態度であるのだといふ事情等も伝えまして是非一つ同調してもらいたいといふことを繰返し要望しておりました。

その会派では反対がありますから、参議院のほうへも、これらの事情をお知らせして、何とか一つ参議院側でその反対しておる会派のほうにも、その同じ会派で参議院の庶務小委員会に出ている人を通して、是非一本で行くようにというのを要望して努力方をお願いしておつたのであります。ところが今申しますように参議院のその会派の代表者の人の説明を聞きますと、自分のほうは、参議院の人も加えていろいろ討議した結果が、こういう結論的なものになつておるのであるから、これは変えるわけに行かんであるという説明等が續々ありまして、これは困難かというように私は当時見ておつたのであります。その後も時間をかけてこの問題の調節には、いろいろ手を尽したつもりでありましたが、先ほど申す通り遂に一致を見ず、そのことも参議院に事務的に伝えられて、一応十分に御理解下された時期というふうにも考えられますので、運営委員会にも出し、本会議にも出す。こういう運びをとつたわけでありまして。

○小笠原三男君 事情は一通りわかりました。ただその理由は申せない。申さないほうが適當であろうという、こういうその間の事情についても、私は推察できます。併し二十八年度における期末手当はもらわないのだ。あとのやつはもらうかも知れない。こういう思想であれば私はおかしいと思う。それは、こういう支給を受けなければならぬというところで一貫してなければならぬ。まして、それが金額が少いから、この際は御遠慮申上げておいておこし。金額が多かつたら支給を受けよう。まさかそういう思想では

ないだろうが、そう誤解を受けるような立法の仕方は私は却つて筋道が立たないものであるというところを、実は参議院側で、内部でいろいろ主張しておつたところでありまして。まして、それが過般のお手盛り歳費とか何とか、世間からいろいろ指弾を受けたあとを受けてこの問題であるからというところ、何らか遠慮したいという気持ちがあつての話であつたとするならば、私は筋から言へば、それが却つて又遺憾である。例によつて例のごとく措置しない。何か後めたさが国会議員みずからの中にあるというふうな、そういうふうな受取れるような立法は、私は遺憾だと言わざるを得ないと思う。

○寺尾豊君 今村参議院の小委員長の御報告その他においてのお話、私と云つて折衝いたしました点、今お話の通りであります。同時に私が庶務小委員長として今村さんとの間に連絡が足りなかつたということもここで、むしろ皆さんにお詫言申上げたいと思ひます。小笠原さんのお説、誠に私は御尤もと思ひます。ただ問題が問題だけに、参議院のほうでは先ほどお話の通りに、全会一致でなく困つておる。それで自分のほうでは、参議院の同僚の委員に極力説得してもらおうという、いろいろ折衝に苦勞をした、事柄が事柄だけに、どうもいろいろ苦勞をして、その間連絡が不十分であつたというところは、不肖私にも大きな落度があつたことをここでお詫言いたして置きたいと思ひます。

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○小笠原三男君 事情は一通りわかりました。ただその理由は申せない。申さないほうが適當であろうという、こういうその間の事情についても、私は推察できます。併し二十八年度における期末手当はもらわないのだ。あとのやつはもらうかも知れない。こういう思想であれば私はおかしいと思う。それは、こういう支給を受けなければならぬというところで一貫してなければならぬ。まして、それが金額が少いから、この際は御遠慮申上げておいておこし。金額が多かつたら支給を受けよう。まさかそういう思想では

○寺尾豊君 今村参議院の小委員長の御報告その他においてのお話、私と云つて折衝いたしました点、今お話の通りであります。同時に私が庶務小委員長として今村さんとの間に連絡が足りなかつたということもここで、むしろ皆さんにお詫言申上げたいと思ひます。小笠原さんのお説、誠に私は御尤もと思ひます。ただ問題が問題だけに、参議院のほうでは先ほどお話の通りに、全会一致でなく困つておる。それで自分のほうでは、参議院の同僚の委員に極力説得してもらおうという、いろいろ折衝に苦勞をした、事柄が事柄だけに、どうもいろいろ苦勞をして、その間連絡が不十分であつたというところは、不肖私にも大きな落度があつたことをここでお詫言いたして置きたいと思ひます。

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

○寺尾 豊 横川 信夫 石原幹市郎 上林 忠次 加賀山之雄 加藤 武徳 寺本 廣作 相馬 助治 小笠原三男 千田 正 赤木 正雄 杉山 昌作 松岡 平市

その職務の特殊性を考慮し、同法における服務、分限等の関係事項を整理し、更に議院事務局法において、議長又は副議長の秘書事務を掌る参事の任免の根拠を規定しようとするものである。

何とぞ御検討の上御賛成賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(草葉隆國君) 御質疑のある方は、順時御発言をお願いします。

別に御質疑もないようでありますから質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(草葉隆國君) 異議ないものと認めます。それでは討論に入ります。

討論も、別に御発言がないようでありますから、討論は終局いたしましたものと認めて御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(草葉隆國君) 異議ないものと認めます。直ちに採決に入ります。本案を可とされる方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(草葉隆國君) 全会一致と認めます。よつて本案は、可決されました。

なお本会議における委員長の日頭報告の内容につきましては、委員長に御一任願うことに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(草葉隆國君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則によりまして本案を可とされました方は、順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

寺尾 豊 横川 信夫

石原幹市郎 上林 忠次

加賀山之雄 加藤 武徳

寺本 廣作 相馬 助治

小笠原三三男 千田 正

赤木 正雄 杉山 昌作

松岡 平市

○委員長(草葉隆國君) 御署名現れはございませんか……。ないもの認めます。

○委員長(草葉隆國君) 次に、国会職員

の給与等に関する規程の一部改正に関する件をお諮りいたします。

○事務局長(芥川治君) 只今の国会職員法の一部改正に伴いまして、国会職員

の給与等に関する規程を改正する必要があるわけでございます。その点をお諮り願います。

○委員長(草葉隆國君) 只今事務局長から申上げました通り、給与等の規程の一部改正を必要といたします。その

ら、これを改正することに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(草葉隆國君) 異議ないものと認めます。さよう決定いたしました。

○事務局長(芥川治君) なお国会職員

の給与等に関する規程の改正の手続であります。本件は、両院議長が運営

委員会の合同審査会の議に諮つて定めることになっておるのであります。が、衆議院は七月四日の議運委員会に

おいて同様の決定をしておるのであります。前例に従つて合同審査の手続

の省略を御了承をお願いいたします。

○委員長(草葉隆國君) 只今、事務局長の申上げましたように合同審査の省略を御了承頂きます。御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(草葉隆國君) それでは、事務局長の発言の通りに、御了承頂くことに御異議がないものと認めます。

○委員長(草葉隆國君) 次に、参議院事務局職員定員規程の一部を改正する

件をお諮りいたします。

○事務局長(芥川治君) 参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

につきまして御説明を申し上げます。速記者及び議員宿舎要員として、参事

四人、主事十三人をそれぞれ八月以降増員すると共に、新たに置かれる秘書

たる参事の定員を四人と規定しようとするものであります。

以上、参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案について、御審

議をお願いいたします。

○委員長(草葉隆國君) 只今、事務局長から御説明申上げました参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案につきまして、御説明申上げました通りに御承認頂くことに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(草葉隆國君) 異議ないものと認めます。承認いたしました。決定いたしました。

本日は、これを以て散会いたします。

午後三時三十七分散会

八月五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国会法の一部を改正する法律案(案)

国会法の一部を改正する法律案

国会法の一部を改正する法律

国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項中「その一箇は、」の下に「防衛委員、」を加える。

第四十二條第一項第二号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に第二号として次の一号を加える。

二 防衛委員会

附則
この法律は、公布の日から施行する。